

指定野菜価格安定対策事業のご案内

Q 指定野菜価格安定対策事業とは？

本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、**保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業**です。

POINT

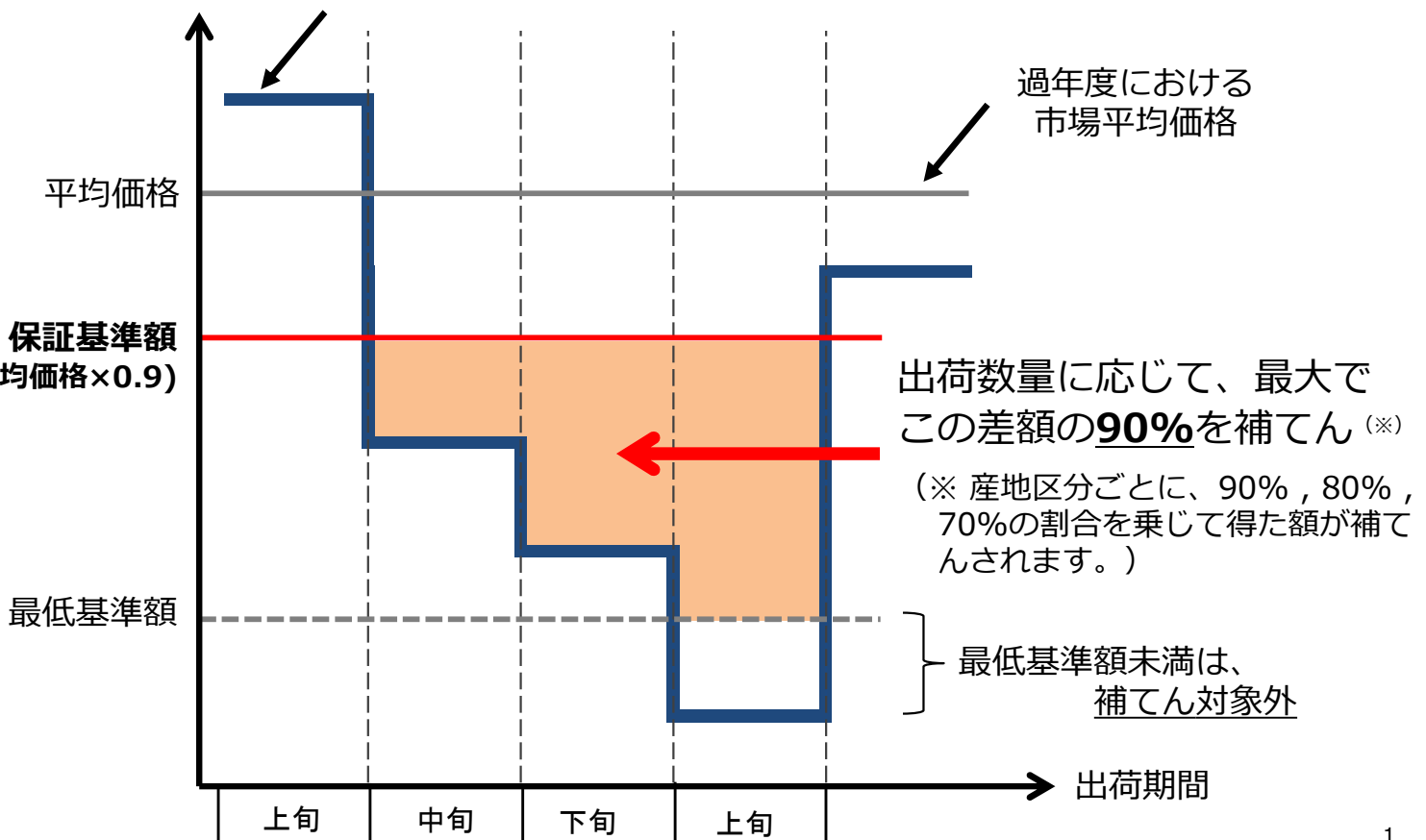
1 豊作等により野菜の市場価格が著しく低落した場合、低落相当額が補てんされますので、経営が安定し、安心して野菜が生産できます。

2 生産者への補給金は、上旬・中旬・下旬の旬別の野菜価格の変動に応じてきめ細かく計算します。

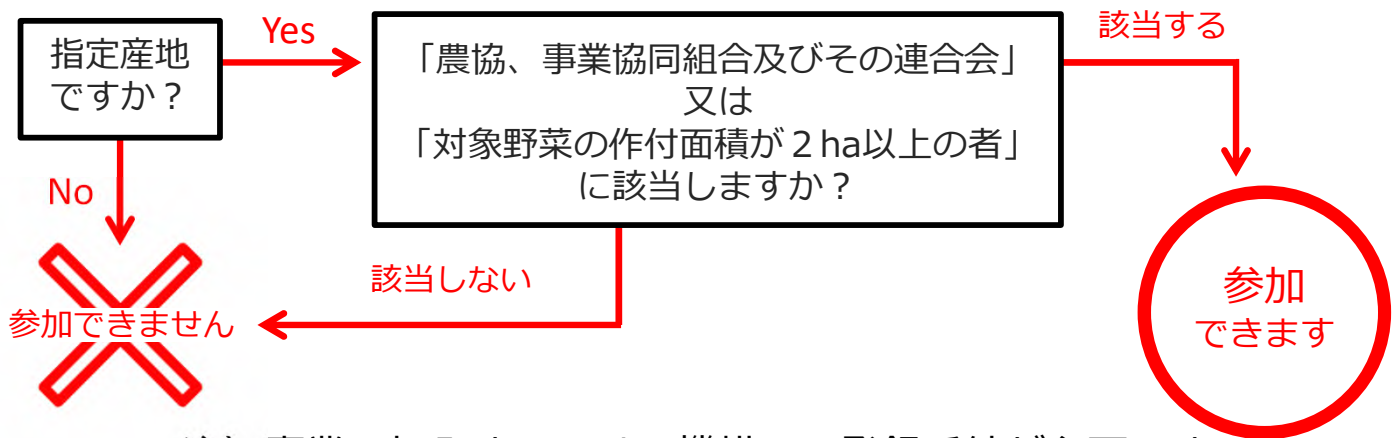
対象となる野菜
(15品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう、レタス

平均販売価額 = 出荷された野菜の旬別・ブロック別の平均価額



Q 事業の加入要件は？



注) 事業に加入するには、機構への登録手続きが必要です。
(登録手続きに関する問い合わせ先：野菜業務部管理課)

Q どこで作った野菜でも対象になるの？

農林水産大臣が指定する産地で生産された対象野菜のみが対象となります。それ以外の地域で生産された野菜は、対象となりません。

指定産地数：864（令和8年2月2日現在）

Q どこに出荷しても対象になるの？

機構が定める以下の対象市場に出荷した対象野菜のみが対象となります。それ以外に出荷した対象野菜は対象となりません。

- ① 全国の中央卸売市場（50市場、卸売会社68社）
- ② 全国の地方卸売市場（144市場、卸売会社164社）
- ③ JA全農青果センター（3施設）

【括弧内の市場数は、令和8年4月1日現在】

POINT



補てんの対象は、指定産地で生産され、対象市場に出荷された野菜です。

Q どのくらい負担が必要なの？

生産者、道府県及び国が、**20%:20%:60%の負担割合**（※）で資金を積み立てます。
 なお、一部の対象野菜については、生産者、道府県の負担を軽減する措置を講じています。

（※ キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさいは、17.5%：17.5%：65.0%）

POINT

4 資金の積立てに対し、国60%、道府県20%の補助があります。
 また、生産者の積立金は掛け捨てではありません。

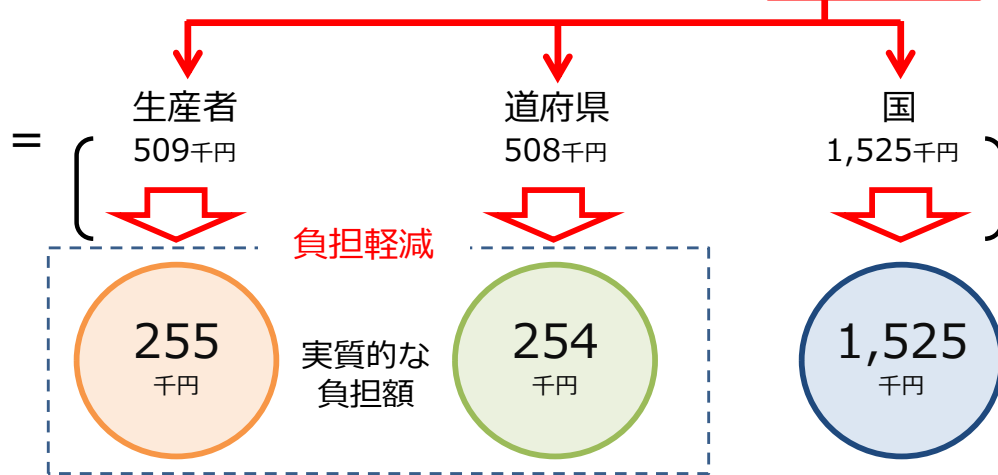


【例】『夏だいこん』を『100 t』交付予約する場合

単価：25.42円/kg

基金の総額 = 25.42円/kg × 100 t = **2,542千円**

計画による
負担額



Q どのくらい補てんされるの？

対象野菜の計画的な出荷（供給計画）の貢献度に応じて、保証基準額と平均販売価額との差額の**最大90%**を補てんします。



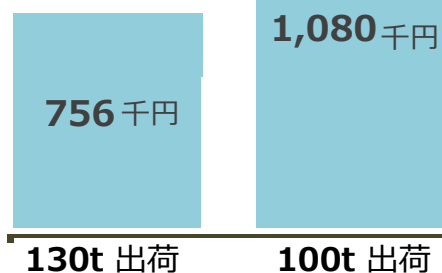
【例】『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額：12円/kg

※ 交付予約数量及び供給計画数量ともに**100 t**とする。

◎ 計画のとおり出荷した場合

$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 1.0 =$$



※ 特別補給交付金等とは、計画出荷を達成した場合に10%上乘せされる加算金です。ただし、事前の申し込みが必要です。上記例の場合、**120千円**が加算されます。

POINT



小さな負担で、大きな補償が受けられます。

出荷実績と計画数量と乖離が30%以上40%未満の場合

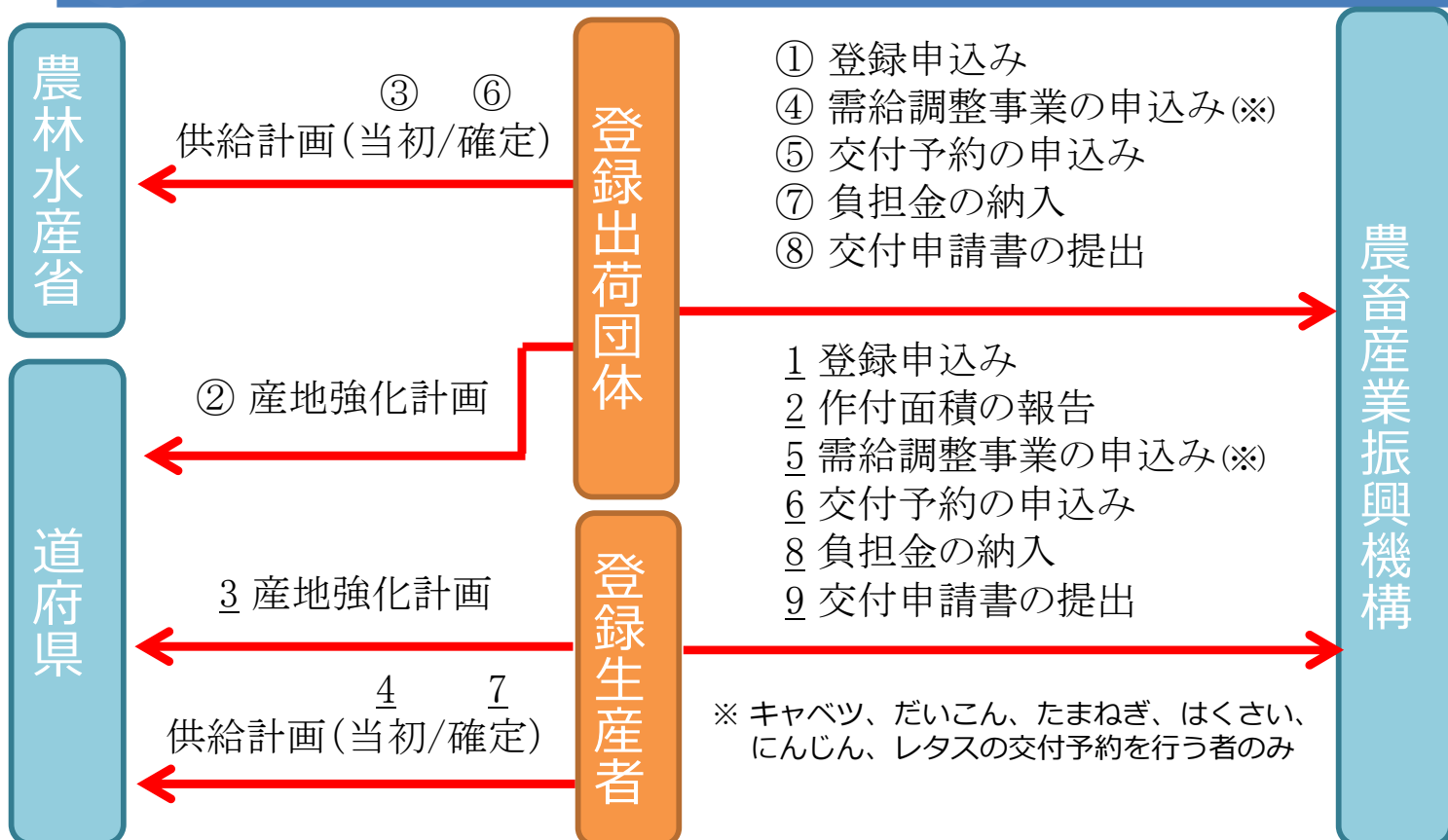
$$100 \text{ t} \times 10.8 \text{ 円/kg} \times 0.7 =$$

補てん対象数量の上限数量は、交付予約数量となります。

Q いつ補てんされるの？

対象野菜の出荷期間終了後、概ね2ヶ月後に補てん金が交付されます。
 (例) 9月末に出荷期間が終わる夏秋きゅうり関東市場向け（出荷期間7/1～9/30）の場合は、11月中に補てん金が交付されます。

Q 事務手続きの流れは？



⚠️ ご注意ください。

- ・平成31年1月から開始された**収入保険と本事業は、同時利用できません。**
- ・収入保険のみに加入される方は、お手順ですが、**必ず野菜価格安定対策事業を利用しない意思及び期間をJA又は登録出荷団体に書面で申告するとともに、収入保険の加入申請時に、NOSAIに写しを提出してください。連絡がなく、同時利用となれば、収入保険で保険金等を受け取れない場合もあります。**
- ・国又は道府県の予算措置の都合等により、交付予約の申込内容について、希望に添えない場合があります。
- ・事務手続きに係る書類は、5年間保存しなければなりません。
- ・本事業は、国の補助金（税金）により事業を実施していることから、会計検査院が定期的に実施する検査を受検しなければなりません。

〈問い合わせ先〉

野菜業務部予約業務課

Tel : 03-3583-9481 FAX : 03-3583-9484

HP : <https://www.alic.go.jp/>